

ドローンを活用した市町村と森林管理署の災害活動支援協定の締結

- 四国森林管理局では、これまでのドローンの活用実績を活かし、平成29年3月に全国で初めて徳島県三好市と、次いで同年5月に高知県嶺北地区4町村(本山町・大豊町・土佐町・大川村)と地元森林管理署が、大雨、台風等の災害時にドローンを飛ばして災害状況の確認や撮影画像の提供などを支援する災害活動支援協定を締結。
- 協定締結により、市町村の防災対策の強化と災害発生時の迅速な被害状況の把握と復旧を推進。

■ 嶺北地区4町村と嶺北森林管理署のドローン災害活動支援協定 (平成29年5月31日)～広域町村との初の協定～



■ 徳島県三好市と徳島森林管理署のドローン災害活動支援協定 (平成29年3月23日)～全国初の協定～



(別添)

嶺北地域における無人航空機等を活用した活動支援の運用に関する協定

嶺北森林管理署（以下「甲」という。）と本山市、大豊町、土佐町、大川村及び嶺北広域行政事務組合消防本部（以下「乙」という。）は、地震、大雨、台風等の自然現象により、高知県大豊町から大川村に跨がる嶺北地域に所在する民有林が甚大な被災を受けた際における災害応急対策措置に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、嶺北地域の民有林において発生した林野災害等に関し、乙が行う災害復旧活動（災害状況情報の収集等）について、甲が所有する無人航空機（以下「ドローン」という。）等による応急的な活動支援について定める。

(支援活動)

第2条 甲は乙からの要請に基づき、以下に規定する活動支援を行う。

- (1) 空撮による被災状況の確認
- (2) 撮影データに基づく被災範囲、原因の推定
- (3) 災害対策の提案
- (4) 被災地域における緊急連絡支援
- (5) その他

(活動支援に対する乙の対応)

第3条 甲が前条の支援活動を行う場合、乙は被災地周辺の交通規制等の情報を甲に提供し、必要に応じて安全の確保を図るものとする。

(活動支援の要請)

第4条 甲への活動支援の要請については、乙が電話、書面等により行う。
2 甲、乙は、前項の活動支援の要請の連絡担当者を指定し、それぞれ行う。

(支援活動の実施)

第5条 甲は、前条の定めによる乙からの要請があったときには、第2条に定める支援活動を実施する。
2 甲は、第2条に定める支援活動の実施を行うに当たって、予め乙と事前協議を行うものとする。
3 乙は、甲の支援活動の実施に際し、必要な資機材等を提供する。

(報告)

第6条 甲は、支援活動の完了後、乙に対し画像データ等の成果資料等により報告するとともに、その後の必要な支援について、乙と協議する。

(費用)

第7条 甲の実施する支援活動に要する費用について、乙の負担は発生しないものとする。

(広報)

第8条 甲、乙は、それぞれの広報活動の中で、ドローン等による被災地の調査など、本協定に関連する活動について、地域住民に理解を得るよう努める。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙のいずれからも、それぞれ相手方に対して文書による意義の申出が無いときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定める。

上記の協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成29年5月31日

甲 嶺北森林管理署

署長 川久保 康史

乙 本山市

町長 今西 芳彦

大豊町

町長 岩崎 憲郎

土佐町

町長 和田 守也

大川村

村長 和田 知士

嶺北広域行政事務組合消防本部

消防長 西村 景男

林野災害時等における無人航空機等を活用した活動支援の運用に関する協定

徳島森林管理署(以下「甲」という。)と三好市(以下「乙」という。)は、地震、大雨、台風等の自然現象により、三好市に所在する民有林が甚大な被災を受けた際における災害応急対策措置に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、徳島県三好市の民有林において発生した林野災害等に関し、乙が行う災害復旧活動(災害状況情報の収集等)について甲が所有する無人航空機(以下「ドローン」という。)等による応急的な活動支援について定める。

(支援)

第2条 甲は乙からの要請に基づき、次条に規定する活動支援を行う。

(支援活動)

第3条 甲が行う活動支援は、次のとおりとする。

- (1)空撮による被災状況の確認
- (2)撮影データに基づく被災範囲、原因の推定
- (3)災害対策の提案
- (4)被災地域における緊急連絡支援
- (5)その他

(活動支援に対する乙の対応)

第4条 甲が前条の支援活動を行う場合、乙は被災地周辺の交通規制等の情報を甲に提供し、必要に応じて安全の確保を図るものとする。

(活動支援の要請)

第5条 甲への活動支援の要請については、乙が電話、書面等により行う。

2 甲、乙は前項の活動支援の要請の連絡担当者を指定し、それぞれ通知する。

(支援活動の実施)

第6条 甲は、前条の定めによる乙からの活動支援の要請があったときには、第3条に定める支援活動を実施する。

2 甲は、第3条に定める支援活動の実施を行うに当たって、予め乙と事前協議を行うものとする。

3 乙は、甲の支援活動の実施に際し、必要な資機材等を提供する。

(報告)

第7条 甲は、活動の完了後、乙に対し、画像データ等の成果資料等により報告するとともに、その後の必要な支援について、乙と協議する。

(費用)

第8条 甲の実施する支援活動に要する費用について、乙の負担は発生しないものとする。

(広報)

第9条 甲、乙は、それぞれの広報活動の中で、ドローンによる被災地の調査など、本協定に関連する活動について、地域住民に理解を得るよう努める。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙のいずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、期間満了の日の翌日より1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年3月23日

甲 徳島森林管理署長

多田弘之



乙 三好市長

黒川征一

